

選挙管理委員会事務局

議案第 2 0 号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
 の一部改正について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の施行を踏まえ、港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「本条例」といいます。）を改正します。

1 改正の概要

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「施行令」といいます。）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3 年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うとしています。

このため、最近における物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の施行令の改正が行われました。

また、東京都においても、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において規定している選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、施行令の改定額に準じて引き上げられました。

この改正に合わせ、区においても、本条例において規定している選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、施行令の改定額に準じて、引き上げを行います。

2 公費負担額の改正について

	一般運送契約	一般運送契約以外の契約			ポスター作成		選挙運動用 ビラ
	ハイヤー 方式	自動車 借入れ	燃料供給	運転手 雇用	印刷費	企画費	
改正案	-	-	-	-	586.88	-	8.38
現行	64,500	16,100	7,700	12,500	541.31	316,250	7.73
差額	-	-	-	-	45.57	-	0.65

### 3 施行期日

公布の日

※施行の日以後に期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について  
適用

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第六条 候補者は、八円三十八銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第八条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が八円三十八銭を超える場合には、八円三十八銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法</p>	<p>(前略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第六条 候補者は、七円七十三銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第八条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が七円七十三銭を超える場合には、七円七十三銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法</p>



を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(後略)

付 則

1| この条例は、公布の日から施行する。

2| この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員及び区長の選挙については、なお従前の例による。

を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(後略)